

2020年5月22日

工学研究所共同研究の方針

工学研究所共同研究の趣旨および助成：

神奈川大学工学研究所は、工学の発展に資するという本研究所設立の目的を促進するため、共同研究を実施し、これに対して研究費の助成を行うものである。

助成の方針：

（共同研究の種類）

本共同研究は次の2種類に分ける。

共同研究（A）は、新技術や新産業創出が期待できるテーマまたはそのテーマの創出が将来期待できる研究について、工学研究所所員が主体となり、必要に応じて本学他学部・他大学の教員、他研究所・企業の研究者・技術者と共同で行う研究である。共同研究（A）は本研究終了後に学外の研究費を得てさらに研究が飛躍的に発展していくことを望むものであり、共同研究（B）は、新規研究テーマについて行う萌芽的研究である。

（共同研究の期間）

共同研究（A）および（B）の研究期間は1年または2年とする。但し、共同研究（A）と（B）ともに同一研究代表者による共同研究助成は連続4年間を最長とする。助成金連続交付期間終了後、交付期間と同じ期間（年数）経過ののちは、同一研究代表者による共同研究により助成を受けられるものとする。

（共同研究のテーマの決定）

工学研究所運営委員は11月初頭までに、各学科・教室の共同研究の希望テーマを取りまとめ、工学研究所運営委員会に報告する。これらの審査を目的として研究支援委員会を設ける。研究支援委員会はヒアリングを行った上で、工学的有用性、新技術創出への寄与度、工学研究所としてのアピール度、共通性、実施可能性、本研究終了後の発展性などを検討し、12月初旬までに研究テーマと採択件数、助成額案を策定し、運営委員会に報告し、それを踏まえ運営委員会が決定する。採択にあたっては共同研究（A）を共同研究（B）よりも優遇し、一つの研究に重点配分することも厭わない。

（研究成果の帰属）

共同研究の知的財産権に関わる研究成果以外の研究成果の帰属は研究代表者と研究分担者の間で協議の上決定する。

（知的財産権の帰属）

共同研究の結果生じる知的財産権の帰属は学校法人神奈川大学発明取扱要領第4条の通りとする。第4条記載の「本法人がその権利を承継する必要がないと認めるとき」に該当する場合の知的財産権を受ける権利は、研究代表者と研究分担者の間で協議の上決定する。

補足：学校法人神奈川大学発明取扱要領

第4条 次に掲げる発明等について特許等を受ける権利は、本法人がこれを承継する。ただし、本法人がその権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条に規定する者が本法人に譲渡を申出た発明等
- (2) 本法人が研究の遂行を業務として認定し、費用等の支援をして行う研究に基づく発明又はその研究のために、本法人が特別に措置した施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等
- (3) 理事長が、契約当事者である受託研究及び共同研究による発明等

(研究成果の報告・発表義務)

次の方法で研究成果の報告と発表する義務がある。

1) 工学研究への掲載

採択された共同研究は、翌年の「工学研究」に研究成果を報告する。

2) 翌年に公開の研究成果報告会を行う。

3) 共同研究の成果を含む原著論文を執筆する際は Acknowledgements に助成を受けた旨を記載する。

4) 共同研究の成果を含む原著論文を発表した際は速やかに工学研究所事務局に報告する。

(取扱い内規)

共同研究の公募、審査などにあたって次のような取扱いを内規とする。

① 研究支援委員が共同研究者に入っている当該テーマの審査からはずれるものとする。

② その他詳細については別途定める。